

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

本手続に係る受注者の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年2月19日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長 末富 理栄

## 1 業務概要

- (1) 業務の名称 浜松(6)施設最適化総合設計
- (2) 履行場所 静岡県浜松市
- (3) 業務内容 本業務は、以下の総合設計、計画通知手続き一式及び交渉等技術資料作成を行う業務である。

[E C I 方式(技術協力・施工タイプ)対象設計業務]

### 【航空自衛隊浜松基地地区】

- ・ T001格納庫(1階建 延べ面積約8,600㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ T002食厨(1階建 延べ面積約1,400㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ T003講堂(3階建 延べ面積約1,900㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ T006実習場(2階建 延べ面積約6,400㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ T012整備場(1階建 延べ面積約6,400㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ T033倉庫(1階建 延べ面積約3,800㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ T034整備場(2階建 延べ面積約1,800㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ T037隊舎(4階建 延べ面積約2,400㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ T038格納庫(2階建 延べ面積約4,100㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)

- T040隊舎(5階建 延べ面積約4,300㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- T041体育館(1階建 延べ面積約2,700㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- T042厚生施設(2階建 延べ面積約2,300㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- T077隊舎(3階建 延べ面積約1,600㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- T085局舎(4階建 延べ面積約3,800㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 上記以外の1,000㎡未満の建物(延べ面積約11,000㎡、46棟)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 上記に係る計画通知手続 一式
- 10001格納庫(1階建 延べ面積約4,600㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 119車庫(2階建 延べ面積約1,400㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 240隊舎(4階建 延べ面積約4,200㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 469体育館・厚生施設(3階建 延べ面積約2,000㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 480食厨(2階建 延べ面積約1,100㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 557隊舎(3階建 延べ面積約2,200㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10002消音装置(1階建 延べ面積約4,600㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10003格納庫(2階建 延べ面積約4,500㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10170庁舎(1階建 延べ面積約1,100㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10177隊舎(5階建 延べ面積約4,800㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10270隊舎(4階建 延べ面積約3,900㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10370講堂(5階建 延べ面積約4,300㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)

- 10558プール(1階建 延べ面積約1,700㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10560庁舎(2階建 延べ面積約1,700㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10563厚生施設(3階建 延べ面積約3,000㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10564庁舎(2階建 延べ面積約1,700㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10565庁舎(2階建 延べ面積約3,500㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10600隊舎(4階建 延べ面積約3,100㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10604隊舎(5階建 延べ面積約5,800㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10605講堂(1階建 延べ面積約1,000㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10606講堂(2階建 延べ面積約3,300㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10700庁舎(2階建 延べ面積約1,200㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10701庁舎(2階建 延べ面積約1,300㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10703整備場(1階建 延べ面積約1,500㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10705教場(1階建 延べ面積約1,300㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 10710庁舎(3階建 延べ面積約3,100㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 11013資料館(3階建 延べ面積約4,800㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 上記以外の1,000㎡未満の建物(延べ面積約15,900㎡、65棟)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- 115局舎(3階建 延べ面積約1,500㎡)改修(建築設計)
- 140庁舎(4階建 延べ面積約4,500㎡)改修(建築設計)
- 176整備場(1階建 延べ面積約1,300㎡)改修(建築設計)
- 190格納庫(2階建 延べ面積約8,300㎡)改修(建築設計)
- 241庁舎(3階建 延べ面積約4,600㎡)改修(建築設計)

- ・ 250整備場(1階建 延べ面積約1,600㎡)改修(建築設計)
- ・ 350隊舎(3階建 延べ面積約2,200㎡)改修(建築設計)
- ・ 459隊庁舎(4階建 延べ面積約2,800㎡)改修(建築設計)
- ・ 10110食厨(1階建 延べ面積約3,100㎡)改修(建築設計)
- ・ 10280整備場(2階建 延べ面積約4,100㎡)改修(建築設計)
- ・ 10290倉庫(2階建 延べ面積約7,500㎡)改修(建築設計)
- ・ 10300庁舎(4階建 延べ面積約11,400㎡)改修(建築設計)
- ・ 10345講堂(5階建 延べ面積約5,900㎡)改修(建築設計)
- ・ 10380実習場(2階建 延べ面積約5,700㎡)改修(建築設計)
- ・ 10403講堂(4階建 延べ面積約4,000㎡)改修(建築設計)
- ・ 10501隊舎(5階建 延べ面積約13,500㎡)改修(建築設計)
- ・ 10520講堂(2階建 延べ面積約1,600㎡)改修(建築設計)
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物(延べ面積約6,900㎡、73棟)改修(建築設計)
- ・ 既設建物(延べ面積約2~5,200㎡、105棟)に係る建築・設備設計、建物付帯土木
- ・ 基地内幹線ユーティリティ一式(設備・土木設計)

**【航空自衛隊浜松基地合同送信所地区】**

- ・ 12001局舎(1階建 延べ面積約200㎡)改修(建築設計)

**【航空自衛隊浜松基地高丘東油送所地区】**

- ・ T032ポンプ室(1階建 延べ面積約10㎡)新設(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ 13606庁舎(1階建 延べ面積約10㎡)改修(建築・設備設計、建物付帯土木)
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物(延べ面積約200㎡、3棟)改修(建築設計)
- ・ 既設建物(延べ面積約10㎡、1棟)に係る建築・設備設計、建物付帯土木
- ・ 上記各地区に係る交渉等技術資料作成業務 一式

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月30日まで

(5) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申出のうえ紙見積合わせ方式(電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。)に代えるものとする。詳細は、公募型プロポーザル方式に係る説明書による。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う対象業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申出のうえ紙契約方

式に代えるものとする。

## 2 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年2月19日付南関東防衛局長）に示すところにより、防衛省から浜松(6)施設最適化総合設計に係る共同体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす共同体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、ア又はイの格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ア 単体で参加する場合

測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A」の格付

イ 共同体で参加する場合

(ア) 代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A」の格付

(イ) 代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「機械」又は「電気」のいずれかに係る「A」又は「B」の格付

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 参加申込書及び資格確認資料（以下「参加申込書等」という。）提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 単体、共同体の代表者及び代表者以外の構成員は、(ア)から(ウ)に示す同種業務について、平成26年4月1日から公示日まで元請けとして完了・引渡し完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了・引渡し完了した業務の実績を有すること。

(ア) 単体又は共同体の代表者

- ・同種業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟あたり5,000㎡以上の新設建物の実施設計を履行した実績

(イ) 共同体の代表者以外の構成員(建築)

- ・同種業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設又は改修建物の設計を履行した実績

(ウ) 共同体の代表者以外の構成員(土木・設備)

- ・同種業務：土木、機械、電気又は通信設計業務を履行した実績

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (6) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。
- (7) 南関東防衛局が発注した業務のうち、令和4年度及び令和5年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 単体又は共同体の代表者は、次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。

- (ア) 一級建築士の資格を有する者。

- (イ) 平成26年4月1日から公示日までに元請けとして完了・引渡しが完了した業務又は総合発注業務の再委託として完了・引渡しが完了した業務のうち、(5)(ア)に示す同種業務の経験を有する者（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了していることを証明する資料をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (ウ) 配置予定管理技術者の公示日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること（防衛省発注の業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、手持ち業務量が履行開始予定日（令和6年5月31日）までに完了する見込みの業務については手持ち業務量の対象外とする。）。ただし、これを超過する場合は公募型プロポーザル方式に係る説明書による。

なお、公示日現在の手持ち業務に南関東防衛局が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）

を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務金額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

(エ) 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

#### イ 削除

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(11) 単体又は共同体の代表者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

(12) 削除

(13) 削除

(14) 削除

(15) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

### 3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

#### (1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

#### (2) 技術提案書を特定するための評価基準

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからウの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア その他

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

## ウ 特定テーマに対する技術提案

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎5F

南関東防衛局総務部契約課

TEL 045-211-7143

FAX 045-212-2806

メールアドレス sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 公示日から見積合わせ日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から18時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

- ・文書類 : PDF (Acrobat 2017形式)
- ・図面類 : PDF (Acrobat 2017形式)
- ・申請書類 : Word (2019形式) 又はExcel (2019形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、上記(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）したうえで、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）2枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページ（<https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/>）



koji\_004.pdf) より入手可能である。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月5日 12時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書の容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、公募型プロポーザル方式に係る説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書及び見積書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年4月9日 12時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、公募型プロポーザル方式に係る説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店 横浜銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 南関東防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 南関東防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。

(7) 防衛省における令和5・6年度防衛省競争参加資格の随時受付において申請を行った場合、当該開札の時点までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(8) 詳細は公募型プロポーザル方式に係る説明書による。